

会 議 録

会議の名称	令和８年度第２回小金井市食育推進会議
事務局	福祉保健部健康課健康係
開催日時	令和８年８月２６日（水）午後２時
開催場所	小金井市保健センター１階大会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	☒ 可 ・ ☐ 一部不可 ・ ☐ 不可
傍聴者数	０人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	別紙のとおり
会議結果	
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	
提出資料	別紙のとおり
その他	

令和８年度第２回食育推進会議次第

日 時 令和８年８月２６日（水）午後２時から

場 所 小金井市保健センター１階 大会議室

１ 開 会

２ 議 事

- (1) 第５次小金井市食育推進計画（案）について
- (2) 小金井市食育ホームページについて

３ その他

４ 閉 会

小金井市食育推進会議委員名簿

令和 8 年 8 月 2 6 日

No.	選出区分	氏 名
● 市民（4 人）		
1	公募市民	み け あきと 三毛 明人
2	公募市民	まきの 牧野 まや
3	公募市民	なかむら やすお 中村 靖夫
4	公募市民	さいとう けいこ 斎藤 恵子
5		
● 学識経験者（2 人）		
6	実践女子大学食科学部管理栄養学科准教授	やまぎし ひろみ 山岸 博美
7	辻調理師専門学校東京	たか た みちこ 高田 倫子
● 関係機関の役員又は職員（6 人）		
8		
9	小金井市立小中学校 P T A 連合会	なかにし まさひろ 中西 晶大
1 0	小金井市社会福祉協議会	たかはし あんじゅ 高橋 杏樹
1 1	東京都小金井歯科医師会	さかもと まさあき 坂元 雅明
1 2	小金井市農業振興連合会	おおほり ゆうき 大堀 雄紀
1 3	東京むさし農業協同組合小金井支店	くわはら いちろう 桑原 一朗
1 4	小金井市商工会	ふじさわ ひろし 藤澤 弘
● 関係行政機関の職員（1 人）		
1 5	東京都多摩府中保健所	こいけ のりこ 小池 紀子
● 市の職員（1 人）		
1 6	小金井市福祉保健部長	たかはし まさえ 高橋 正恵

3 食育推進の基本的な考え方

(1) 小金井市における食育の基本方針

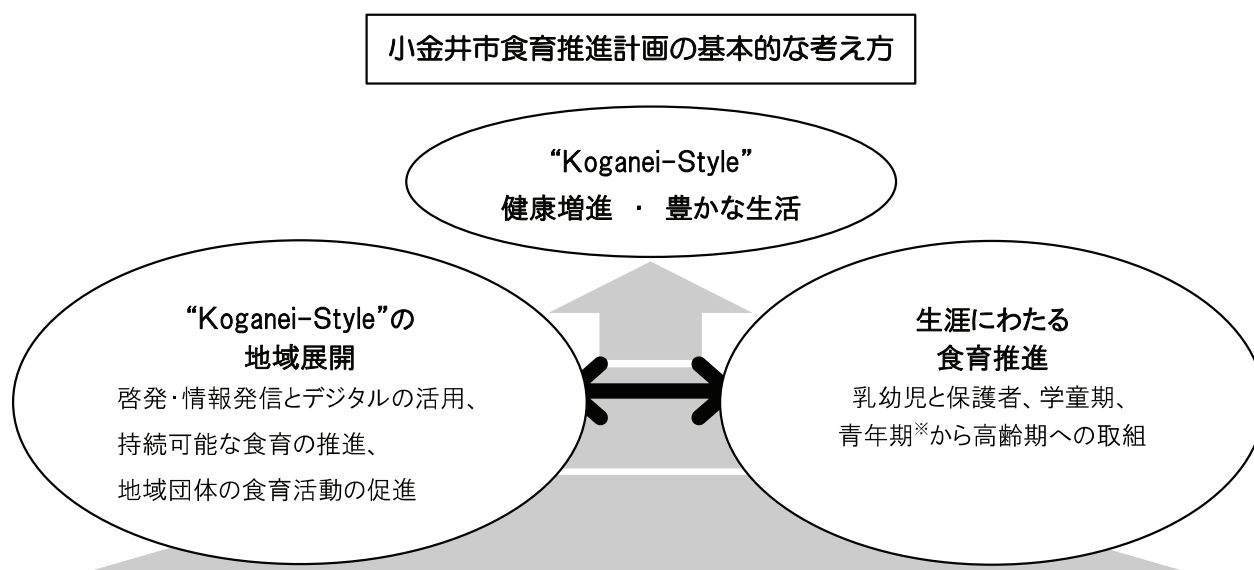
小金井市では、食育を市として総合的かつ計画的に推進していくため、平成25年3月に「小金井市食育推進基本条例」を制定しました。本条例は、食育に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりの地域展開を図ることを目的としており、平成27年10月には、食に関する様々な主体間の連携を促進するため、食育コーディネータを設置しています。

本条例に基づき、小金井市では、食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と定義しています。その上で、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとして、食を通じた豊かで健全な小金井らしいライフスタイルを、市民一人一人が、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市が、選び、実践し、協働することによって進めていくことを、食育の基本方針とします。

こうした取組は、令和8年3月に策定した「第5次小金井市基本構想・後期基本計画」においても、「福祉と健康」分野の目指す姿である「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」の実現に向けた、健康的な暮らしを支える施策の一つとして位置づけられており、市民の健康づくりを支える柱として引き続き推進していきます。

本計画では「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、地域に展開しようとするものです。食育は様々な分野に関わり、多様な主体によって進められるものであるため、戦略的に推進していくことが必要です。

このため、全市民を対象とした効果的な啓発・情報発信の推進、デジタルの活用、環境・食品ロスの視点に立った持続可能な食育の推進、地域団体による食育活動のさらなる促進、生涯にわたるライフステージに応じた基本的施策の充実を図っていきます。



※この計画における青年期とは、13歳から20歳代前半を指します。

(2) 取組の指標

国の食育推進基本計画及び東京都食育推進計画では、取組の指標として数値目標が掲げられています。本計画においては、それらを基本としつつ、また第4次計画で設定した指標の調査・検証を行い、令和13年度までの5年間の新たな指標を設定しました。

	項目	指標	Koganei-Style での位置付け	国	都
1	食育という言葉や意味を知っている	食育という言葉や意味を知っている市民70%以上【66.0%】	Koganei-Style 全体	△	△
2	毎日きちんと朝食を食べる	毎日きちんと朝食を食べる市民100%【87.7%】	栄養バランス 『野菜』	○	○
3	家族と一緒に食事をする(朝・夕いずれかでも。)	小4・中1、中2共に100% (朝・夕いずれかでも。) 【小4 92.9%・ 中1 77.9%、中2 66.8%】 ※現状値について、小中学生アンケートの問6「朝食」と問7「夕食」の回答を組み合わせ、朝食または夕食のいずれかで「家族といっしょに食べることが多い」と回答した児童・生徒の割合として算出しています。	家族・友人・知人 『団らん』	○	×
4	バランスのとれた食事をする	小4・中1、中2共に60%以上 【小4 49.2% 中1 38.5% 中2 36.4%】 バランスのとれた食事を実践している市民70%以上【58.6%】	栄養バランス 『野菜』	○	○
5	野菜は一日350g摂取を目標とする	野菜を一日350g食べる市民50%以上【4.1%】	栄養バランス 『野菜』	○	×
6	食生活に地産地消を取り入れる	地場野菜を食材に利用する市民80%以上【56.6%】	地産地消・食文化の伝承『ふれあい』	○	△
7	食品ロスの軽減	食品ロス軽減のために行動している市民80%以上【64.5%】	食の安全・安心 『環境』	○	△
8	減塩を意識した食生活の実践	減塩に気をつけた食生活を実践している市民の割合60%以上【45.3%】	栄養バランス 『野菜』	○	×

○ 目標を掲げている △ 似たような項目で目標を掲げている × 目標を掲げていない
【 】内は現状値

項目1及び項目2は、第4次計画から改善は見られたものの、目標の達成に至っていないことから、引き続き、同一の指標及び目標値を維持します。

項目3は、今回のアンケート調査でも、小学4年生が92.9%、中学1年生が77.9%、中学2年生が66.8%となり、学年が上がるにつれて共食の機会が減少する傾向が見られます。共食は児童・生徒の心身の健やかな成長にとって重要な習慣であることから、指標及び目標値は第4次計画から維持します。

項目4は、小・中学生は望ましい食習慣を定着させる重要な時期であることから、引き続き同一の指標及び目標値を維持し、取組状況を把握します。市民については、「改善意欲のある市民の割合」に代えて「バランスのとれた食事を実践している市民の割合」を指標とし、実践率が現状値で58.6%となっていることを踏まえ、目標値を70%以上に見直しました。

項目5は、国の第5次食育推進基本計画においても、1日350gの野菜摂取が目標として掲げられており、全国的にも野菜摂取量の増加が大きな課題となっています。本市においても、今回のアンケート調査では現状値が4.1%となり、目標値との差が大きい状況ですが、指標及び目標値は第4次計画から維持し、引き続き50%以上とします。

項目6は、小金井らしい食生活の実現に向けて、食の安全確保と鮮度、環境への配慮が重要です。国の第5次食育推進基本計画でも地産地消による環境負荷の低減が位置付けられ、東京都の第5次食育推進計画でも「食卓と生産現場の距離を縮める食育の推進」を方向性の一つとして掲げていることを踏まえ、指標及び目標値は第4次計画から維持します。今回の調査では、市内で採れた野菜を「いつも買う」や「たまに買う」と答えた割合が56.6%となり、改善傾向が見られることから、引き続き80%以上を目標とします。

項目7は、食料の多くを輸入に依存する一方で、食べられる食料を大量に廃棄している現状が、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも課題となっています。国の第5次食育推進基本計画でも、食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合を80%以上とする目標が引き続き掲げられていることを踏まえ、指標及び目標値は第4次計画から維持します。今回の調査では、食品ロス軽減のために行動している市民の割合が64.5%となり、改善傾向が見られることから、引き続き80%以上を目標とします。

項目8は、生活習慣病の予防・改善の観点から、国の第5次食育推進基本計画において重視されている項目であることを踏まえ、新規指標として設定します。今回のアンケート調査では、減塩に気をつけた食生活が「できている」と回答した市民の割合が45.3%であったことから、目標値を60%以上とします。

(3) 施策の体系

“Koganei-Style” の地域展開		
①	啓発・情報発信の充実	1.食育月間・食育の日の取組 2.小金井らしい食生活（Koganei-Style）の推進 3.市内イベント等での啓発活動 4.デジタルを活用した情報発信 5.災害時に備えた食育の推進 6.栄養ニュース
②	データとデジタルの活用	1.食育市民アンケート調査 2.食育ホームページの整備・活用 3.デジタルツールを活用した地場野菜等に関する情報提供
③	地産地消及び食品ロス削減等による持続可能な食の推進（環境・食品ロスの視点）	1.食品ロス削減月間の取組 2.食品リサイクル堆肥 3.フードドライブ 4.食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度 5.地場野菜等の販売促進 6.料理講習会 7.新たな特産物の普及促進
④	地域における各種団体等の食育推進活動に対する促進策	1.食育関連の人材の活用 2.親子農業体験の促進 3.学童収穫体験の促進 4.生産者との交流促進
生涯にわたる食育推進		
①	乳幼児と保護者の食育推進	ア こども家庭センター・保健センター 1.両親学級 2.離乳食教室 3.こどもクッキング 4.乳幼児保健相談（のびのび広場相談） 5.栄養個別相談 6.エンジェル教室 イ 保育所・幼稚園等 1.年間食育計画をもとにした食育 2.収穫体験 3.給食だより 4.クッキング保育 5.食物アレルギー等の個別相談 6.栄養士による出前講座 7.生産者・食材納品業者等との交流 8.地域向け食育活動 9.地域連携の推進 10.家庭と協働した食育支援 ウ 児童館 1.子育て相談会 2.乳幼児食事会
②	学童期の食育推進	ア 小学校 1.学校における食育の推進と情報発信 2.給食を通じた食育 3.地域と交流した食育活動 4.家庭と協働した食育支援 5.栄養講習会（親子クッキング教室） イ 学童保育所・児童館 1.食育指導（学童保育所） 2.料理教室（児童館）
③	青年期から高齢期の食育推進	ア 青年期の食育推進 1.学校における食育の推進と情報発信 2.給食を通じた食育 3.地域と交流した食育活動 4.家庭と協働した食育支援 5.ミニパンフレット・デジタル媒体による情報発信 イ 成人・高齢者の食育推進 1.栄養個別相談 2.出張栄養相談 3.栄養講習会 4.健康づくりフォローアップ指導教室 5.特定保健指導 6.成人学校 7.成人学校「菜園教室」 8.6024・8020運動の推進 9.高齢者食事支援サービス事業 10.介護予防・フレイル予防普及啓発 11.配食サービス 12.ミニパンフレット・デジタル媒体による情報発信

注）各施策番号はP. 〇〇～〇〇の事業名に対応しています

4 具体的な施策の展開

本計画では、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、市民一人一人が、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市が、選び、実践し、協働することによって進めていくこととしています。

本市における食をめぐる問題の解決に向けて、以下のとおり、「“Koganei-Style”の地域展開」「生涯にわたる食育推進」という2つを柱とし、食育の総合的な推進を図っていきます。

(1) “Koganei-Style”の地域展開

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として地域に展開していくためには、食育に関する正しい情報の提供や知識の普及、データやデジタル技術の効果的な活用、地産地消や食品ロス削減など持続可能な食の推進、そして各種団体の活動及び連携を推進していくことが重要となります。

小金井市民を対象に、令和7年11月に実施した食育市民アンケートでは、「食育」という言葉や意味を知っている市民の割合は増加しており、食育の認知度は着実に広がっています。一方で、世代間の差や意識と実践の間に一定の乖離がみられることから、これまでの計画を通して進んできた食育の土台づくりを、引き続き幅広い世代に浸透させていく必要があります。

近年、栄養の偏りや不規則な食事による肥満や生活習慣病、若い女性を中心とした過度なダイエット志向に加え、高齢者の低栄養やフレイルなど、ライフステージに応じた食の健康課題が指摘されています。

また、地震等の災害発生時には、日頃からの家庭内備蓄など食を通じた防災への備えも重要であり、平常時から市民の防災意識を高めていく必要があります。

こうした課題に対応していくためには、市民一人一人が氾濫する情報に流されず食に関する正しい知識を身につけ、健康的な食生活を実践できるよう、従来の紙媒体による情報提供に加え、デジタル技術も活用しながら、幅広い世代に届く効果的な啓発・情報発信の仕組みを整えていく必要があります。

あわせて、食品ロスの削減は、市が進めるごみ減量施策と直結する重要な取組であり、市民の実践的な行動へとつなげていくとともに、地場野菜等の地産地消を進めることで、持続可能な食の推進を図っていきます。

さらに、“Koganei-Style”を展開していく上で、各種団体が果たす役割は重要だといえます。既に様々な活動を通じて地域の食育に貢献している力は大きく、その活動を更に発展させていくには、各種団体が相互に、また市と連携・協力していくことが求められます。

① 啓発・情報発信の充実

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」を推進していきます。

特に、食育月間（６月）と食育の日（毎月１９日）を中心に、食育に関するイベントや農業祭等を通じた普及啓発の取組を展開し、食育の周知を図るなど、継続的な啓発活動を推進していきます。

あわせて、市報・市ホームページやＳＮＳ・アプリ等のデジタルツールを活用し、幅広い世代に情報が届くよう情報発信の充実を図ります。

また、近年、地震や風水害等の災害が増加していることを踏まえ、平時から災害時を意識した食料の備蓄が重要であることを啓発し、災害時においても健全な食生活が維持できるよう、災害時に備えた食育の推進にも取り組んでいきます。

さらに、市民が日常生活の中で栄養に関する情報に触れる機会を増やすため、「栄養ニュース」として栄養に関する情報紙を保健センターや市内公共施設に配架し、デジタルとあわせて紙媒体でも適切な情報提供を行います。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育月間・食育の日の取組	食育月間（６月）及び食育の日（毎月１９日）に因み、食育に関する取組等を行い、市報・市ＨＰ・学校等で食育の啓発活動を行う。	関係各課
2	小金井らしい食生活（Koganei-Style）の推進	乳幼児から高齢者までを対象にした講座の開催等を通じて、栄養バランスの良い小金井らしい食生活を推進する。	健康課・こども家庭センター
3	市内イベント等での啓発活動	市内イベント等で食育に関するブースを作る等、啓発活動を行う。	関係各課
4	デジタルを活用した情報発信	市ホームページ・ＳＮＳ・アプリ等のデジタルツールを活用し、情報発信を行う。	関係各課
5	災害時に備えた食育の推進	講習会等を行い、災害時を意識した食料の備蓄等を啓発する。	健康課
6	栄養ニュース	食育推進計画に基づき市民へ適切な情報提供を行うため、保健センター・市内公共施設に栄養に関する情報紙を配架する。	健康課

② データとデジタルの活用

食育に関する市民の意識や行動の実態を的確に把握し、施策の検証・改善に活かしていくため、必要に応じて食育市民アンケート調査を実施し、データに基づく食育の推進を図ります。

あわせて、市民ボランティアによる食育ホームページの整備・活用を進め、各種食育活動や関係各課の食育に関する事業紹介など、地域の食育及び食生活に関する情報を幅広く発信します。

さらに、地場野菜等に関する情報についても、デジタルツールを活用しながら分かりやすく発信し、市民が地場の食材を日常的に選び、活用できる環境づくりを進めます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育市民アンケート調査	市民の食育に関する意識や行動の実態を把握するため、本計画終了前年度にアンケート調査を実施する。	健康課
2	食育ホームページの整備・活用	市民ボランティアによる編集委員会を開催し、地域の食育及び食生活に関する情報を幅広く提供する。 各種食育活動や関係各課の食育に関する事業を紹介する。	健康課
3	デジタルツールを活用した地場野菜等に関する情報提供	地場野菜等の種類・発売時期・発売場所等の情報を食育ホームページ等で提供する。	健康課・ 経済課

③ 地産地消及び食品ロス削減等による持続可能な食の推進(環境・食品ロスの視点)

食は、環境や資源循環と深く結びついています。ごみ及び資源の有効活用への理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)における普及啓発をはじめ、食品リサイクル堆肥の取組や、フードドライブなど、食品ロスの削減に向けた取組を継続的に推進します。

また、食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度により、事業者と一体となった食品ロス削減の取組を広げていきます。

あわせて、小金井産の地場野菜等の販売促進や新たな特産物の普及促進に取り組むとともに、農業経営者クラブと連携した料理講習会を通じて、地場産野菜を使った料理を実際に作り、味わう機会を提供することで、地産地消を通じた資源循環型のまちづくりと、持続可能な食生活の実現を目指します。

	事業名	事業内容	担当課
1	食品ロス削減月間の取組	食品ロス削減月間(10月)に、日常生活の中で無理なく実践できる食品ロスの削減に向けた取組の一つとして「すぐに食べる物を購入する場合は、手前に置いてあるもの(期限が近い物)から取る」ことを消費者である市民に促したり、ポスターの掲示などを行い、食品ロスを削減すると同時に食品ロスは身近で発生しているということを意識づけ、食資源を大切にすることを啓発する。	ごみ対策課
2	食品リサイクル堆肥	生ごみ処理機から生成される生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造、市民及び市内農家等へ配布する。	ごみ対策課
3	フードドライブ	家庭で余っている食品を拠点回収し、NPO団体及び社会福祉協議会を通じ、福祉施設等に届けるとともに、食品ロスを削減する。	ごみ対策課
4	食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度	食品ロスと食べ残しの削減に積極的に取り組んでいる飲食店等を食品ロス削減推進協力店(または協力事業所)として認定し、市民に制度について周知することで、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を深め、市民・事業者・行政が連携協力をして食品ロスの削減に向けた取組を促進する。	ごみ対策課
5	地場野菜等の販売促進	新鮮で安全な地場野菜等の販売促進を目指して、庭先直売所の周知や、生産者、JA、事業者等の連携を推進する。	健康課・経済課
6	料理講習会	地産地消を推進するため、農業経営者クラブと連携し、地場産野菜を利用した料理教室を実施する。	経済課
7	新たな特産物の普及促進	JAなどと連携し、ルバーブなど新たに特産化の可能性がある農産物の情報を生産者へ提供する。	経済課

④ 地域における各種団体等の食育推進活動に対する促進策

食育は、行政だけでなく、地域の生産者や各種団体等、多様な主体が参加・協力することで、より豊かで実効性のあるものとなります。小金井市では、食育に関する知識や経験を持つ人材を活用し、地域と連携した食育活動を促進していきます。

具体的には、親子での農業体験や、学童収穫体験を通して、子どもたちが食べ物の生産される過程を実際に体験する機会を提供します。

また、生産者との交流を促進することにより、身近な地域の中で食に触れ、学ぶ機会を幅広い世代に広げていきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育関連の人材の活用	市内の食育関連の人材を活用して市民協働による食育の推進を行い、関係機関の連携を図る。	健康課
2	親子農業体験の促進	生産体験の機会促進に向け、農業経営者クラブが実施する「親子農業体験」の周知を図る。	経済課
3	学童収穫体験の促進	生産体験の機会促進に向け、農業振興連合会が実施する「学童収穫体験」への支援を行う。	経済課
4	生産者との交流促進	生産者との交流や生産体験の機会として、農地等の見学会を行う。	経済課

(2) 生涯にわたる食育推進

食育は、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じて継続的に取り組むことが重要です。小金井市では、ライフステージに応じた食育を推進するため、乳幼児と保護者、学童期の児童、青年期から高齢期に至るまで、それぞれの発達段階や生活環境に応じたきめ細やかな取組を実施していきます。

乳幼児期には、こども家庭センター・保健センターにおける両親学級や離乳食教室、こどもクッキング等を通して、保護者が正しい食の知識を身につけ、子どもの健やかな成長を支える食習慣を育みます。

また、保育所・幼稚園等においては、年間食育計画に基づく食育活動や収穫体験、クッキング保育等を通して、子どもたちが食に関心を持ち、楽しみながら食を学ぶ機会を提供します。

学童期には、学校における給食を通じた食育や地域と交流した食育活動、家庭と協働した食育支援を進めるとともに、学童保育所・児童館においても、食育指導や料理教室等を通して食に関する経験を広げていきます。

青年期から高齢期にかけては、これまでの取組に加え、働く世代や高齢者を対象とした「大人の食育」の視点を新たに重視し、栄養講習会や特定保健指導、出張栄養相談、高齢者食事支援サービス事業等の取組を通して、生涯にわたり栄養バランスのとれた食生活を実践できるよう支援していきます。

① 乳幼児と保護者の食育推進

乳幼児期は、味覚や食習慣の基礎が形づくられる重要な時期です。

また、この時期の保護者は、離乳食の進め方やアレルギーへの対応、偏食等について、食に関する不安や悩みを抱えやすい時期でもあります。

市では、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、保護者が安心して子どもの食と向き合えるよう、相談・体験・情報提供の機会を組み合わせながら支援を行います。

ア こども家庭センター・保健センター

こども家庭センター・保健センターは、食育・栄養事業を所管し、管理栄養士も配置され、食育推進事業において中核的な役割を担います。

両親学級、離乳食教室、こどもクッキング、エンジェル教室等を通じて、子どもの発育段階に応じた支援を段階的に実施します。

また、乳幼児保健相談及び栄養個別相談により、一人ひとりの発育状況や家庭の状況に応じた対応を行います。

	事業名	事業内容	担当課
1	両親学級	妊婦とそのパートナー等に各種講義を行う中で栄養講義を行う。	こども家庭センター
2	離乳食教室	生後おおむね4～5、6～7、8～11、1歳～1歳3か月児と対象を分け、それぞれの保護者を対象に離乳食の講義、試食等を行う。	こども家庭センター
3	こどもクッキング	未就学児とその保護者を対象に、調理・試食を含む栄養教室を行う。	こども家庭センター
4	乳幼児保健相談 (のびのび広場相談)	乳幼児を対象に、市内公共施設等で計測を行い、希望者に保健師・管理栄養士等が相談を行う。	こども家庭センター
5	栄養個別相談	子の成長にあわせて、それぞれのニーズに対応した栄養相談を行う。	健康課
6	エンジェル教室	おおむね5か月児とその保護者を対象とした育児知識等の各種講習の中で、離乳食の講義等を行う。	こども家庭センター

イ 保育所・幼稚園等

保育所・幼稚園等は、子どもに直接「食育」を実施する場所であり、毎日の生活体験を積み重ねるなかで、適切な食習慣を形成するため、様々な取組を実施しています。

市立保育園は、栄養士及び調理師等も配置され、園児に対する食育の充実を図る他、そのノウハウを地域に広げていく役割が期待されます。

各園が策定する年間食育計画に基づき、収穫体験やクッキング保育等を通じて、子どもが日常的に食に触れる機会を提供します。

また、食物アレルギー等の個別相談を実施するとともに、栄養士による出前講座や生産者・食材納品業者等との交流を通じて、地域と連携した食育を推進します。

あわせて、給食だよりの発行及び家庭と協働した食育支援により、園における取組を家庭へ周知します。

	事業名	事業内容	担当課
1	年間食育計画をもとにした食育	食育計画や年間行事計画を作成し、子どもの発達に応じた食育事業を実施する。	保育課
2	収穫体験	農業体験として季節に応じた野菜を園児が栽培・収穫し、給食で提供する。	保育課
3	給食だより	給食だよりを配布・掲示する。特に、食育月間・食育の日の取組を行う。	保育課
4	クッキング保育	園児がクッキング体験をし、食の知識やその大切さを学ぶ。	保育課
5	食物アレルギー等の個別相談	必要に応じて保護者と個別に相談し、給食に反映させる。	保育課
6	栄養士による出前講座	市立保育園の栄養士が児童館に出向き、食育相談を行う。	保育課
7	生産者・食材納品業者等との交流	地域の生産者・食材納品業者等と園児がふれあい、特に野菜や魚の実物が見られるよう配慮する。	保育課
8	地域向け食育活動	離乳食、幼児食、アレルギー食等について、地域からも参加できる食育相談や講習会、試食会を実施する。	保育課
9	地域連携の推進	私立の保育所・幼稚園等との連携を推進する。	保育課
10	家庭と協働した食育支援	望ましい食習慣の取組ができるよう支援する。	保育課

ウ 児童館

児童館は、地域において子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設です。

子育て相談会において食に関する相談に対応するとともに、乳幼児食事会を実施し、親子が食事を共にしながら交流できる機会を提供します。

	事業名	事業内容	担当課
1	子育て相談会	保護者に対する食事や栄養をテーマにした専門家による講演会及び相談会を行う。	児童青少年課
2	乳幼児食事会	子育てひろばや幼児グループで行う食を通じての交流会（情報を交換し、食育に対する理解を深める）を行う。	児童青少年課

② 学童期の食育推進

学童期は、家庭や学校での食事を通じて、社会性や協調性を育みながら、望ましい食習慣を確立していく時期です。市では、学校における食育を中心としつつ、学童保育所や児童館等、放課後を過ごす場においても食に触れる機会を確保し、子どもたちが日常生活の中で食に関する知識と実践力を身につけられるよう支援を行います。

ア 小学校

家庭、学校を中心とした生活において、健康づくりの基礎となる正しい食習慣が形成される時期であり、この時期に、自己管理能力を育成するため、食の基礎を習得し、健康な生活のための実践ができるようにすることが大切です。

従来から行われている授業・給食等における指導や保護者への支援の充実を図るとともに、地域と交流した食育活動を実施し、発達段階に応じて、毎日朝食をとる、栄養バランス、共食などの望ましい食習慣を身につけ、地産地消、食の安全・安心など食への理解が促進されるよう、学校教育活動全体で食育を推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	学校における食育の推進と情報発信	学習指導要領に基づく学校ごとの食に関する全体計画を作成し、積極的に食育の推進を図る。	指導室
2	給食を通じた食育	栄養教諭・食育リーダーを中心に、授業や給食委員会の活動・日々の給食を通して、望ましい食習慣を身につけさせる。	学務課・指導室
3	地域と交流した食育活動	給食だより・校内放送等での取組を含め、地域の生産者等と児童・生徒が交流する。	学務課・指導室
4	家庭と協働した食育支援	望ましい食習慣の取組ができるよう支援するため、給食だより等の情報提供を充実させる。	学務課
5	栄養講習会(親子クッキング教室)	小学生とその保護者を対象に、食育について講義・実習・試食を行う。	健康課・学務課

イ 学童保育所・児童館

学童保育所・児童館は、子どもたちの健全な育成を図るための場所です。学童保育所において食育指導を実施するとともに、児童館においては料理教室を実施し、学校外の生活の場においても、子どもたちが食に関心を持ち、実践する機会を提供します。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育指導 (学童保育所)	食べることを通して、団らんの楽しさ、作ることの楽しさ、食べることの楽しさを仲間と分かち合う。	児童青少年課
2	料理教室 (児童館)	主に小学生から中・高校生までを対象として手作りを基本とした料理教室を行い、作り方を指導し、食を共にしながら相互に交流を図る。また、地場野菜等を通じた生産者との交流や環境に配慮した料理教室等を実施する。	児童青少年課

③ 青年期から高齢期の食育推進

青年期から高齢期にかけては、就労や結婚、子育て、退職等、生活環境が大きく変化する時期であり、それぞれの生活スタイルに応じた食生活の実践が求められます。特に青年期は、学校を卒業し、自ら食を選び、整える機会が増える一方で、食生活が不規則になりやすく、外食や中食に頼る割合が高まる傾向もみられます。

また、成人期以降は、生活習慣病の予防や口腔機能の維持など、健康の維持・増進に向けた食生活の実践がより重要となるとともに、高齢期には、身体機能の変化や一人暮らし等の生活環境の変化により、食生活を継続することそのものが課題となる場合もあります。

市では、こうした各時期の特徴を踏まえ、「大人の食育」の視点を重視しながら、相談・学び・体験・生活支援の各場面を通じて、生涯にわたって健全な食生活を継続できるよう、きめ細やかな支援を行います。

ア 青年期の食育推進

青年期は、第二次成長により体力や運動能力が大きく発達し、必要なエネルギー量が最も高い時期です。生活習慣が自立し、自ら選んで食事をする機会が増える一方、クラブ活動や塾等で生活が不規則になりやすく、朝食の欠食や孤食も増えていきます。また、これから家庭を築き、子どもを産み育てる世代でもあり、食育の大切さや正しい知識を身につけ、実践していくことが重要です。

市では、学校における食育や給食を通じた食育、地域と交流した食育活動、家庭と協働した食育支援を継続するとともに、ミニパンフレットやデジタル媒体を活用し、正しい知識の普及と実践を手助けする情報提供に努めます。

	事業名	事業内容	担当課
1	学校における食育の推進と情報発信 [再掲]	学習指導要領に基づく学校ごとの食に関する指導全体計画を作成し、積極的に食育の推進を図る。	指導室
2	給食を通じた食育 [再掲]	栄養教諭・食育リーダーを中心に、授業や給食委員会の活動・日々の給食を通して、望ましい食習慣を身につけさせる。	学務課・指導室
3	地域と交流した食育活動 [再掲]	給食だより・校内放送等での取組を含め、地域の生産者等と児童・生徒が交流する。	学務課・指導室
4	家庭と協働した食育支援 [再掲]	望ましい食習慣の取組ができるよう支援するため、給食だより等の情報提供を充実させる。	学務課
5	ミニパンフレット・デジタル媒体による情報発信	青年期向けの食育に関するミニパンフレットを作成し、関係機関に配する。	健康課

イ 成人・高齢者の食育推進

生涯を通じて質の高い生活を送るためには、成人期における健全な食生活の実践が不可欠です。

特に生活習慣病を発症しやすい40～50代に到達するまでに健康への関心を高め、生活改善を行うことは、健康づくりに大きな意味を持ちます。

また、家庭や地域における食育の担い手として、食文化の継承や次世代の育成という役割も担っており、子ども世代への手本となる「大人の食育」の視点からも、自らの食生活を見直すことが求められます。

このため、栄養個別相談や栄養講習会、健康づくりフォローアップ指導教室、特定保健指導等により、栄養バランスの良い食生活の実践を推進するとともに、成人学校「菜園教室」や6024・8020運動の推進を通じて、学びや口腔の健康への啓発を行います。

高齢になると食欲の低下や食事量の減少、口腔機能や消化機能が低下するため、気づかぬうちに「低栄養」状態になる危険性があります。また、加齢に伴う心身の機能低下（フレイル）を予防し、できるだけ自立した生活を継続していくことも重要な課題です。65歳以上の人口割合が高まる中、市では、高齢者食事支援サービス事業、配食サービス及び出張栄養相談を実施するとともに、地域の通いの場等における介護予防・フレイル予防普及啓発を通じて栄養・口腔の知識の普及を図り、ミニパンフレットやデジタル媒体による情報発信を行い、健診等を通じて健康な生活を送ることができるよう支援します。

	事業名	事業内容	担当課
1	栄養個別相談	個々のライフスタイルや生活習慣病等、個人のニーズに合わせた栄養・食生活に関わる相談を行う。	健康課
2	出張栄養相談	市民の健康の保持増進と利便性向上を図るため、市内公共施設等において栄養相談を実施する。	健康課
3	栄養講習会	生活習慣病や健康づくり、食生活に関するテーマを設定し、テーマに合わせた栄養講義や調理実習を行う。	健康課

4	健康づくりフォローアップ指導教室	生活習慣病等の予防に関する栄養講義等を行うことにより、生活習慣の改善を支援する。	健康課
5	特定保健指導	特定健康診査において生活習慣病を発病するリスクが高い結果となった方に対して、特定保健指導を行うことにより、疾病の予防や早期発見、健康に対する意識の啓発、生活習慣の改善を支援する。	保険年金課
6	成人学校	食に関する様々なテーマを取り上げた講座等を開催する。	公民館
7	成人学校 「菜園教室」	額に汗しながら土に親しみ、野菜の共同栽培を通じて作る喜びを分かち合う。また、土起こしから収穫までを体験しながら、「食」・「農」・「人の和」などに目を啓き、認識を深める。	公民館
8	6024・8020運動の推進	生涯を通じて健康的な食生活が実践できるよう、60歳で24本以上、80歳で20本以上の歯がある方の増加を目指す。	健康課
9	高齢者食事支援サービス事業	食事の確保等が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスの整った食事の提供と安否確認を行うことにより、自立した日常生活を支援する。	介護福祉課
10	介護予防・フレイル予防普及啓発	高齢者が介護予防の知識を得て、地域でできるだけ自立した生活が継続できるよう高齢者が参加している通いの場に保健師が出向き、介護予防・フレイル予防の知識（栄養・口腔）についての講話を行う。	介護福祉課
11	配食サービス	精神障がい者の健康的な食生活と安否確認等のため食事の配達を行うことにより、自立した食生活を支援する。	自立生活支援課
12	ミニパンフレット・デジタル媒体による情報発信	高齢者向けの食育に関するミニパンフレットを作成し、関係機関に配する。	健康課

5 計画の推進に向けて

本市における食育は、これまでの取組の中で着実に推進され、土台作りは一定程度できたものと考えられます。しかし、食を取り巻く社会環境が変化している状況の中で、それぞれの主体が連携・協力して、これまでの取組をより一層広げていく必要があります。

本計画を着実に進めていくためには、計画推進のための仕組みづくりと、それぞれの主体がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが求められます。

市においては、食育推進会議を継続して開催し、効果的・効率的な推進体制づくりを進めていきます。

また、市、市民、生産者・事業者、各種団体等それぞれの役割を明確化し、啓発活動を行っています。

(1) 施策の推進体制

本計画を効果的・効率的に進めていくためには、市の体制のみならず、地域での仕組みづくりが必要です。

学識経験者や公募市民等による委員で構成される食育推進会議によって、本計画の進捗状況の検証や必要な推進策を検討することに加え、食育コーディネータを中心にした関係機関との連携を促進していきます。

また、市の関係課が構成する食育推進検討委員会を開催し、円滑な事業実施を推進します。あわせて、若年層に対して食育を推進するため、大学等との連携を強化していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育推進会議	食育推進会議を継続して開催し、本計画の進捗状況を検証するとともに、必要な推進策を検討する。	健康課
2	食育コーディネータの設置	食育に関する関係機関等との連携を促進する。	健康課
3	食育推進検討委員会	市の食育推進事業の円滑な推進を図るため、関係課による食育推進検討委員会を開催する。	健康課
4	大学等との連携推進	若年層に対する食育に関する周知等について、大学等との連携を推進する。	健康課

(2) 関係者の役割

食育を小金井市全体で推進していくためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが重要です。

① 市の責務

- 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。
- 農業関係者と連携し、学校給食等で積極的に小金井産野菜等が利用されるように推進するよう努める。
- 食育に関する施策の情報の収集と発信、啓発に努める。
- 食育の推進に当たっては、国、東京都及び他の地方公共団体との連携に努める。

② 市民の役割

- 食に関する知識及び適切な判断力を養うよう努める。
- 生涯にわたり、家庭、地域等の団らん・触れ合いの場を通し、健康的で心豊かな食生活の実現に自ら努める。
- 食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、楽しく食事をするような環境づくりに努める。

③ 教育関係者の役割

- 国及び東京都で定める指導の方針を踏まえ、子どもが食に関する理解を深められるよう努める。
- 教育と食育のつながりを大切にして、食の安全、栄養及び健康の増進の理解が深められるよう努める。
- 教育に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、関係機関と連携し、情報の共有化を図る。
- 市及び農業関係者と連携し、学校給食等に、小金井産野菜等が利用されるよう努める。
- 地域と連携を図り、食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- 食育に関する科学知識、技術及び情報をいかし、基本理念の実現に協力するよう努める。

④ 福祉関係者等の役割

- 関係機関と連携し、食育の推進に努め、かつ、その知識と経験を積極的に市民に示し、市民の健康に資するよう努める。
- 医療関係者等との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。

⑤ 医療関係者等の役割

- 関係機関との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。
- 市民への生命及び生活の質の向上を図るための知識・経験・技術の情報発信に努める。

⑥ 農業関係者の役割

- 食育推進のため農地の適正利用に努めるとともに、農地を次世代へ継承するよう努める。
- 市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努める。
- 安心安全な農産物の提供に努める。
- 行政と連携し、市民の農業体験の機会を作るために積極的に努める。
- 食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- 関係機関と連携し、小金井産野菜等を積極的に学校給食等へ供給するよう努める。
- J A及び農業委員会は農業者や関係団体の食育推進に積極的に協力するよう努める。

⑦ 食品関連事業者等の役割

- 健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、積極的に食育の推進に努める。
- 市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める。
- 安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努める。

